

第 143 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 143 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 10 月 1 日（金）18:10～19:03
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務（自動車検査（独））
- 診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業（厚生労働省）

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（自動車検査（独））

企画部 江坂部長、清水参事役、業務部技術課 小林課長

（厚生労働省）

大臣官房地方課地方厚生局管理室 主藤室長補佐、品田室長補佐、高野係長
医政局医事課試験免許室 赤熊室長、佐々木係長
健康局総務課生活習慣病対策室 増田主査

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 143 回「入札監理小委員会」を開催いたします。本日は自動車検査独立行政法人自動車検査用機械器具の保守管理業務、厚生労働省の診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業の実施要項（案）について、審議を行います。

はじめに、自動車検査用機械器具の保守管理業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。本日は自動車検査独立行政法人企画部の江坂部長に御出席いただいておりますので、事業の評価を踏まえた実施要項（案）の内容などにつきまして、15 分程度で、できるだけ簡便にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○江坂部長 検査法人の江坂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず資料 A-2 というものがお手元にあるかと思いますが、これに従いまして、まず「市場化テスト」の課題に関する対応状況について、御説明申し上げます。

今年の 8 月 4 日に、検査法人自動車検査用機械器具の保守管理業務の評価というものが承認されておりますけれども、ここで指摘されました事項について、事項ごとにどういう対応をしてきたかということについて、まず御説明申し上げます。

まず「(1) 情報提供、意見交換について」でございます。ここでの指摘内容は、保守管理業務の経験のない民間事業者、及び、経験はあるけれども検査法人の業務を受託した経験のない民間事業者の参入を促すべく、実施要項の策定、意見聴取の手段など、各段階で法人において広く情報提供し、民間事業者との意見交換に努める必要があるという御指摘でございます。

これについての対応でございますが、この年の 7 月に公共サービス改革基本方針が閣議決定されましたことを受けまして、その直後、直ちに 23 社に対しまして、次の「市場化テスト」の契約期間、対象範囲についての情報提供と、入札説明会の参加の御案内をメールにより行っております。

この 23 社でございますが、内訳は前回の説明会に参加した会社 15 社がすべて入っております。更にプラスとして、自動車メーカーなどを追加して、このような形で 23 社に案内をしたところでございます。

更に、個別、具体の情報提供といたしまして、そのうちの 2 社に対しましては、個別に担当者と面談いたしまして、次の市場化テストの契約期間、対象範囲などについて、情報提供、意見聴取、意見交換を行っております。この 2 社というのは、前回のテストにおきまして、入札の意思表明を行いながら、最後の段階で、最終的に応札を断念したところでございました。

そういうわけでございますので、前回断念した理由についても詳細に確認しましたところ、どちらの社も一部検査機器の定期点検におきまして、作業後の精度確認に必要とされている校正器が、一般的には入手困難な特殊なものであったということが、主要な理由だったということでございました。

なお、このうちの 1 社につきましては、この担当課長を近畿地方から東京の方に異動させまして、今回の市場化テスト参入に向けて準備を進めているというところでございますが、非常に前向きな取組みをしているようでございます。

次のページでございますが「(2) 入札の発注規模及び契約期間について」でございます。入札

の発注規模、現在関東検査部管内 23 事務所としておりますが、及び契約期間につきまして、競争性等の観点から十分に検討を行う必要があるという御指摘でございます。

更に、関東検査部以外の地区における市場の状況等も視野に入れて検討しなさいと。全国への拡大を検討するようということでございます。

対応状況でございますが、発注規模に関しては、更に契約期間 5 年ということに関しましては、先ほど個別に面談いたしました 2 社は、いずれも新規参入の障害とはならないという回答を聞いております。

また、これまでも御説明してまいりましたが、本業務の全国への拡大につきましては、この 23 年度の関東での実施状況を見ながら、24 年度以降の拡大を検討していきたいと考えてございます。

次に「(3) 必要な機器に関する情報の開示について」でございます。業務を実施するために必要となる機器について、必要となる品名等及び個数等を明らかにし、検査法人で供給可能な品名等及び個数、受託した民間事業者におきまして、自ら調達する必要がある品目等及び個数につきまして、十分情報開示を行いなさいと。

更に、情報開示に当たりましては、具体的な商品名、価格、製造者などを例示する場合には、特定の商品などを推奨するなどの趣旨ではないことを明示しなさいというものでございます。

この対応でございますけれども、先ほど申し上げましたように、一部検査機器の定期点検作業後の精度確認に使用する校正器が特殊で、入手困難であったということが、前回入札を辞退した主要な理由でございましたことを踏まえまして、次の見直しを図ることといたします。

1 つ目といたしまして、大多数の検査機器は一般的に入手可能な機器で、定期点検が可能なんですが「ブレーキテスタ」と「前照灯試験機」という検査機器に関しましては、点検整備作業後の精度確認に使用する校正器が、一般的に入手が困難なものでございましたので、定期点検要領（マニュアル）の見直しを行いまして、これらの校正器を使用しなくとも、例えば実車を使用して精度確認を実施できる手法を定め、明らかにいたしまして、入札説明会のときに提供したいと考えております。なお、この定期点検要領というものは、実施要項の別添として付けられるものでございます。

また、2 番目でございますが、更に定期点検業務に必要な機器の一覧と、購入先や購入価格などにつきまして、参考情報として、整理表の形で入札説明会時に提供したいと考えております。

これらの措置によりまして、保守管理に必要な機器につきましては、新規参入の事業者でもすべて入手可能となりますので、検査法人から提供するのではなく、すべて民間事業者の方々に調達していただくこととしております。

次に「(4) 検査法人の施設を利用した事前研修が可能であることについて」でございます。落札した民間事業者が希望する場合、八王子にございますが、検査法人の中央実習センターに設置されました職員向けの研修用機械器具を使用して、事前の研修が可能である旨を明示しなさいというものでございます。

これに関しましては後ほど御説明いたしますが、入札実施要項にそのように明記いたしました。

最後に「(5) グループで入札する場合の手続について」でございます。公正な競争が阻害されることがないように、複数の企業で構成されるグループで入札できる場合を「単独の民間事業者ない

しは当該グループより構成者が少ないグループでは業務の全てが担えない場合」に限定するという御指摘でございます。

更に、疑義がある場合には、検査法人において、追加の書面提出が求められるようにするということを明示しなさいという御指摘でございます。これに関しましても、後ほど御説明しますが、入札要項の方に明記いたしました。

以上が対応の状況でございます。それでは、引き続きまして、時間もございますので、資料A-3の入札実施要項（案）に従いまして、どこに書かれたかについて御説明いたします。

まずは、2ページの2.の(2)になりますが、検査機器の定期点検について修正しております。先ほど対応状況について一部触れましたが、実際の点検につきましてはマニュアルのような形で、定期点検要領に従って行っていただきますが、この要項におきましても、(2)の2行目でございますが、検査法人が別途定める定期点検要領に従って作業していただきますということを明記いたしております。

次に4ページ目でございます。「5. 本業務の委託期間」でございます。これは、これまでの御審議も踏まえまして、前回の1年10か月から、5年間にしております。本業務の委託期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとすると明記しております。

次が5ページ目でございます。6.の「(2) 入札参加グループでの入札について」というところでございます。先ほどの御指摘にもありましたものでございますが、グループで入札参加をする場合、グループを構成しなければ業務のすべては担えない理由を記載した書面を求めることを明記しております。具体的には、イの後段の方に「また、グループを構成しなければ業務の全てが担えない理由を書面により提出すること。なお、検査法人は、業務の全てが担えない理由を記載した書面の内容に疑義がある場合は、書面提出の追加及び聴取をすることが出来る」と明記いたしております。

次でございますが、9ページでございます。中段以降に「(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い」というところでございます。ここに関しましては、一番下のところに追記してございまして、初回の入札で落札者が決定しなかった場合、事業範囲の変更を含め、入札条件を見直し、再度公告を行うということを、最後の行のところに明記をしております。

これは以前からこのようにしておりましたが、前回の要項が3回目の調達のと看につくったものでございましたので、この部分がなくなっていたということから、今まであった記述を再度変えたというものでございます。

次でございますが、15ページでございます。15ページの中段より下の方に「(7) 事前点検等」というところがあります。これは民間事業者が応札する場合に、中央実習センターの検査機器を使用して、事前点検等が可能な旨を明記するという御指摘をいただいておりますので、この旨を(7)として、新設項目として明記しております。

入札参加意思表示をした民間事業者において、検査用機械器具の事前確認を希望する者は、検査法人の中央実習センターに設置された検査法人職員向けの研修用機械器具を使用して、事前点検等を行うことができるものとする。

また、検査機器の定期点検業務を行うためのマニュアルについては、入札説明会時に提供するものとするとしております。

以上が、主な要項の修正点でございます。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思っております。

○渡邊副主査 私の方は、要項そのものではないのですが、2社を選んだというか、2社に対してヒアリングをされたというところで、前回最終的に応札を断念し、今回積極的に考えているところを対象にされたというところですが、23社にメール等で御説明されて、積極的に希望している2社に聞くだけということでしょうか。素人なのですが、実態の把握が十分なのかという気がしたものですから、伺いたいのですけれども。

本当にこの2社が、やるぞみたいな感じで燃えているのであれば、多分障害が余りない会社なので、また、とりあえず説明を承っただけといったところに聞いても、余り真剣なレスポンスが返ってくるとは限らないので、聞いても余り効率はよくないかもしれないのですが、迷っているようなところに、迷いの原因を聞くことが、何が障害になっているかということの把握には最もいいのかなという気がしました。例えば、これでいけるということとか、特に2番目の(2)のところの、地域がこれだけ広域で大丈夫なのかとか、必要な機器についても、今の状況で大丈夫なのかというところは、むしろやりたいのだけれども、ちょっと迷っているみたいな事業者の方が、クリアしなければいけない問題点を知るためには、聞いておいた方がいいかなという感じが素人的にはするのですけれども、その辺りはいかがなのでしょう。

○江坂部長 回答を申し上げます。

この2社に関しましては、前回は直前まで残っていたということで、かなり可能性が高いということから、まず優先的に情報提供、意見聴取とかもさせていただきまして、これまでの感触として、今回は間違いなく参加してくるだろうと考えております。まず、この2社の意見などを聞く。また、可能性について確認するということが優先事項かなと思っておりました。

ほかの会社でございますが、実は、普段からいろいろと出入りしているようなところもございますので、その担当者がこちらに来たときに、正式な面談という形ではないんですけども、受付の方に来ていただいて話を聞いて、感触等は確認をしております。

ただ、問題は、なかなか特殊な分野になりますので、説明会には来てくれるかもしれませんが、その後なかなか、具体的に応札をしてくれるかどうかというところは、今のところ何ともいえないと感じております。

○渡邊副主査 ただ、ちょっと心配なのは、現在4社といっても、共同で出しており、そういう意味では、単位として見ると1単位です。この2社が単独でそれぞれ入ってくるのであれば、3社の競争になりますけれども、また共同で出すということになると、例えば競争単位が1つか2つしかないといった、そういう事態もあり得るので、その2社というのを多いと見るのか少ないと見るの

かというのは、多分、まだよくわからない点はあると思います。やはり可能なところの、応札が可能になるような方法というのは、何か考えなくて大丈夫なのかなという気はしますが、いかがなのでしょう。

○江坂部長 まず、この2社でございますが、確認したところ、単独で入札をしてくるということでございますので、最低2つは手を挙げてくるだろうと。プラス、第1回にこの事業を落としました4社連合でございますが、ここは恐らく次回は、経験がございますので手を挙げてくるだろうと思っております、その3社ぐらいに入札があるのではないかなと見込んでおります。

それ以外は大丈夫かというところなんですが、そこは先ほど言ったように、普段からいろいろと情報交換するようなどころでございますので、引き続き情報提供をするなり、また、必要に応じまして、面談のような形で情報提供をして、更に入札する事業者が増えてくるような努力はしていきたいと思っております。

○稲生専門委員 よろしいですか。

私は現場を見させていただいて、御担当の部長様も代わられたんですか。

私がお伺いしたのは、それほど特殊な業務ではないんだというニュアンスで、前の部長様は言っておられて、ただ、一部の校正器のような機器類に関して、ある業者しか持っていないこともあるかもしれない。そういう意味で、今回その部分が克服されているので、逆に言っては、もっと広い御宣伝をされて、勿論メールが返ってきた、たまたま団体様の方でメールを送って、反応があったところだけに何となくプッシュしているのかなというのがあって、勿論、日ごろ付き合いがあるところであればいいんですけれども、ただ、何となく、もうちょっと掘り起こしをしていかないと、大丈夫なのかなと。

前の部長様にお伺いしたのは、参入可能なところというのは、いわゆる輸送機器類をつくっているなりメンテするなりということで、割と幅広く受けるところがあるのではないかというお話がございました。

今回、この23社ということなんですけれども、既に受けられているところ以外は、どういう業種だったのでしょうか。そこら辺を御紹介いただければと思うんですが。

○江坂部長 まずは自動車メーカーですね。自分たちで生産した自動車の性能確認で、こういう機械を使っておりますということで入れてございます。

ほかには、大規模に整備事業を展開しているような、いわゆるアフターマーケットの大きな会社のようなところを念頭に、事前案内をしたところがございます。

○稲生専門委員 そうすると、2社のことはよくわかりまして、大きく期待をしたいと思っているんですけれども、言ってみれば23引く4引く2ですから、残りの17社ですか。御担当の方がお話しになったときに、関東全域という、相変わらず私はちょっと広いのではないかなと未だに思っているんですけれども、その2社は勿論OKなんですけれども、それ以外の方も関東全域で問題ないという反応だったのかどうかとか、その点についてはいかがでしょうか。御確認をされているかどうかということなんですけれども。

○江坂部長 先ほど言ったように、正式に面談という形ではないんですけれども、特に関東23事

業所ということについて、強い異論が出たということはありません。

○稲生専門委員 要は、かなり今回改善していただいているので、大丈夫かなとは思いつつも、より確実に競争が起こった方が、全国に展開するわけでございますので、是非、次は成功していただきたいなと心から思っている次第でございます。もし可能であれば、23引く4引く2の残り17社についても、本当にこの条件で大丈夫かというのをパブコメという形で、ある意味では消極的に行うのではなくて、事前の段階で、普段出入りしているのであれば、なおさら聞いていただいて、本当に関東全域でおたく様は大丈夫なのかとか、何か参入障壁になるようなことがないとか、まだ時間があるのであれば、是非それを確認いただきたいなと思っております。

○江坂部長 了解いたしました。

○稲生専門委員 私からは以上になります。

○樫谷主査 よろしく申し上げます。

では、私の方から1点。検査法人が提供するマニュアルでやるんだということで、ご存じのように「市場化テスト」は民間の創意工夫を求めているわけです。したがって、この定期点検要領に従って行うということになったときに、定期点検の要領の内容にもよるんでしょうけれども、創意工夫の余地というのは全くないというようなことになってしまう。2ページの(2)でそういうことが書いてあるんです。

ここに通常そういうことを書いていただくんですけども、これ以上に提案の余地があるような、勿論これに従ってもいいし、もっと定期点検要領を見て、創意工夫でもっと合理的にできるという提案があるというのであれば、それを受けるとか、そのような内容の文章を入れていただくといいのかなと思うんです。

何か支障がありますか。

○江坂部長 結果として、検査業務に必要な精度などが確保されれば、あとは必要な点検等をできれば問題ないわけでございますので、それをやる可能性はあると思います。

ただ、こういう要項の中にどう書くのかというところは、ちょっと悩ましいと思って拝聴しておったんですが、例えば、原則としてとかそういう形にして、原則こうするけれども、面白い提案があればそれを受けるとか、そのような余地がある形でさせていただきまして、あとは運用の中でやらせていただくという扱いはいかがかなと思うんですけども。

○樫谷主査 ほかの例がありますので、事務局と御相談いただきまして、特に支障がなければ、似たような文章で検査独法に合わせたアレンジをしていただけたらと思います。

特にこの評価表の中で、業務の質の提案についてということで、質の維持・向上に関する提案の内容に創意工夫が見られるかみたいところが評価項目になっていますので、特にそれは点検マニュアル以上の、何か具体的な良い提案があれば、点数が高くなるという意味だと思いますので、そういう余地を明確にしておいていただくと。

文章については、また、そういう検査独法独特の何かがあるかもわかりませんので、それは標準的なというか、他の書き方もございますので、それを事務局と打合せしていただいて、その上で対応していただけたらと思います。

○江坂部長 了解いたしました。よろしくお願いいたします。

○樫谷主査 よろしいですかね。事務局は何かございますか。

○事務局 今の創意工夫については、改めて調整しまして、パブコメの前に先生方にお示しできるようにさせていただきたいと思います。

また、先ほどの参入促進という点についても、また動き等の情報があれば、また御連絡させていただきたいと思います。

○樫谷主査 わかりました。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、自動車検査独立行政法人におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（自動車検査独立行政法人退室、厚生労働省入室）

○樫谷主査 続きまして、診療放射線技師国家試験事業外5試験事業の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は厚生労働省医政局医事課試験免許室の赤熊室長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等につきまして、15分程度で要領よく御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ある程度、我々も勉強しておりますので。

○赤熊室長 私の方から、制度の概要といいたいでしょうか、国家試験の事業について御説明させていただきます。

診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士の国家試験でございますけれども、これらは各職種に必要な知識、技能を有するかどうかを判定するということを目的に、年1回厚生労働大臣が実施するという事で、各資格法に規定されてございます。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、私ども厚生労働本省においては試験問題の作成、採点、合格の決定というものを行っております、これらを除きます事務については、全国の地方厚生局で実施をしていただいているところでございます。

この実施していただいている事務につきましては、具体的には試験会場の確保と願書の配付、受付、申請書類の審査、受験票の送付、当日の試験会場の設営、試験監督、答案等の回収と送付です。合格決定は私どもで行いますので、それらの合格発表の閲覧といいたいでしょうか、合格発表自体を実施していただいております。これらの厚生局でやっている業務について、市場化ということで、民間競争入札をしていただくということにしております。

入札の概要につきましては、実施要項の方でよろしくお願いいたします。高野係長、お願いします。

○高野係長 地方厚生局の方の取りまとめを担当しております、大臣官房地方課の高野と申します。

よろしくお願いたします。

若干概要の方を、ちょっとおさらになります、42 ページの方に組織体制と業務フローということで一表にしておりますので、そちらの方でイメージを持っていただければと思うんですけども、今、赤熊の方から説明いたしましたとおり、厚生労働省の試験において、本省の方で企画、試験問題の作成、採点、合格者の決定といったものやっております、現場業務という受験願書の配付、受付、合格発表、試験の当日の監督といったものを厚生局の方が担当しております。言ってみれば、現業業務といえますか、現場業務の部分について、今回の市場化の対象ということになっております。

まず、42 ページの（1）のところで組織図がございますけれども、今、申し上げましたとおり、左側が本省の関係業務。一番右側が厚生局の担当業務ということで、各厚生局の方、沖縄には分室ということで出先がございますけれども、それぞれ9の拠点に国家試験係という者が置いてありまして、この国家試験係が担っている業務を民間事業者さんの方にやっていただきます。

続きまして、（2）の業務フローの方になりますけれども、引き続き左側が本省、右側の方が地方厚生局というふうに見ていただければと思いますけれども、まず、本省の方で、試験委員会の方で試験日程ですとか内容につきまして、毎年決定していただきまして、大体9月1日、もしくは管理栄養士については、1か月遅れまして10月1日になりますけれども、官報公告をもって、その年度の試験を報告いたします。

それを受けまして、試験会場の手配、試験監督者、もろもろの用意の手配等を厚生局の方でまず実施いたします。

その後、本省の方から願書様式ですとか受験要領の印刷が終わりますと、送付がございますので、そちらを出願者の方に対して交付すると。その際、ほかの試験種の方がどうやったというところは、いろいろあると思うんですけども、厚生労働省の今回の対象試験につきましては、若干特徴的なのは、養成所ですとか学校さんといったところが出願手続において、いろいろと協力をいただいているところがございますので、一般の個人に対してというのは別に、養成所さんですとか学校さんを相手にして事務を行うという面もございます。

それから、引き続きまして、出願の受付が終わりますと、出願様式の中に、電算入力に必要な項目だけを取り出しましたコンピュータ入力カードというものがございますので、そちらを本省の方に送付していただきます。そして、それを基に電算入力をして、本省の方は出願者を把握することになります。

その後、試験の当日を迎えまして、会場の設営、当日の監督、答案用紙をとりまとめて、本省の方に採点のために引き継ぐという流れになります、当然、卒業見込みですとか実務修了見込みということで受験される方もいますので、試験が終わった後に実際の卒業証明書といったものが提出されますので、その後処理といえますか、卒業見込み証明書と卒業証明書の内容の突合。そして、最後が合格発表という形になります。

こちらの実施要項全体といたしましては、基本的に公認会計士さんのパブリック・コメント案を台にいたしまして作成しておりますので、基本的な規定の仕方というのは共通しております。個別

に、それまでの計量士さんですとか、公認会計士さんが参考事案としてございますけれども、今回私どもの方で担当しております試験種というのは、特徴としましては、試験の種類が6試験セットになっているという点が、まず1つございます。

それから、公認会計士さんの場合には東京だけの会場となっておりますけれども、私どもの方は全国の業務を一括して、市場化の方に出すということになっております。その点が若干、既存の選考例とは違うのかなと考えております。

それから、事業の質に関する記載でございますが、そちらの方につきましては、10ページのところをご覧ください。ただいま御説明いたしました、それぞれの工程ごとに要求するサービスの質というのを、①～⑦という形で、要求する内容として列記しております。

まず、全国一斉にという点と、6職種一緒にといったところもありますけれども、試験の時期が、大体2月末から3月初めということになっておりまして、この時点でほかの大学入試ですとか、そういったほかの試験との関係で、なかなか会場の確保に苦労しております。ですので、業者さんに対しては何よりもまず、会場を確実に確保していただきたいというのが一番の要望でございまして、その点につきまして、初年度につきましては、この案においては厚生労働省の方である程度、今、使っている会場の管理者さん等に対してお願いをしまして、言ってみれば予約した状態を業者さんに引き継ぐという形で、初年度はお願いをしたいと思っております。

勿論、次年度以降は、業者さんが自分で持っているところ、もしくはよそで借りていただいて確保していただいても結構なんですけど、会場確保だけがどうしても不安が残るところがございますので、初年度だけはそういった取扱いにさせていただければと思っております。

願書の配付その他は、大体ほかの試験と共通するような、一般的な内容が書いてある形ですので省略させていただきまして、あとは評価方法の部分について御説明させていただきます。17ページの方になります。

今回、総合評価に当たりましては、ほかの試験種さんと同様、加点式の総合評価落札方式の採用を考えております。評価のポイントというのは基本的には同様なんですけれども、国家試験、しかも医療ですとか、そういったものに関わる、ある程度重大な試験でございますので、私どもといたしましては、何よりもまず確実に、公平・公正に実施されるということがポイントだと考えております。

したがいまして、総合評価に当たっての加点項目といった評価に関しましては、私どもでも既存のマニュアルの中で、なるべく間違いが生じないようにということで工夫を図っておりますけれども、私どものマニュアル等を業者さんの方に提供しまして、更にその上で、民間事業者さんの観点から、確実にそういったものを担保できるような仕組みですとか、運用方法といったものの御提案がありましたら、そこは高く評価させていただきたいと思っております。

それから、本来あってはならないんですけれども、試験に関して何らかの不備等が生じた場合に関してなんですけど、12～13ページにかけまして、履行において問題があった場合の記述がございます。

特に会場確保というのは大前提なんですけれども、試験当日の運営に関しまして、試験時間が会

場によって十分に確保されなかったですとか、試験問題が漏洩してしまったですとかいったことになりますと、試験自体の成立に影響を及ぼしますので、その点については、試験のやり直しを必要とするような場合につきましては、試験の実施に係る部分、これもやり直しを、そもそも国費として再度出さなければいけませんので、支払を行わないという整理でさせていただいております。

その他につきましては、他の試験種さんと並びを取っておりますけれども、それぞれの内容に応じて、5%程度の減額ということで記述をしております。

実施期間に関する事項でございますけれども、引き続き13ページの真ん中辺りの3.にございますけれども、若干イレギュラーな部分がございます。6職種の中で、基本的には1つの年度の中で事業が完結しておりますけれども、管理栄養士に関しては、実務修了の確認の都合がございます、年度を越えております。したがって、平成23年4月1日から3か年度の試験に関してお願いをするわけでございますが、合格発表が最後の年、また、年度を越えまして5月の発表になりますので、契約をお願いする期間としましては3年2か月という形になっております。この点が、若干特異な部分になっております。

ですので、評価等に関しましても、中間評価は2回目の試験が終わった時点で、合格発表まで全体が済んだ時点でやらせていただきたいと考えております。

概要については以上でございます。御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いします。

○稲生専門委員 まず、質問でございまして、42ページのところで、先ほど従来の実施方法で、組織体制等について御説明をいただきました。図が入っていることは大変わかりやすく、よろしいかと思っております。

お聞きしたところの私の理解では、実施に係る組織体制のところ、本省様の分と各地方厚生局様の分に分かれていて、各地方厚生局さんの国家試験係の御担当のところを、今回お出しになるという理解でよろしいでしょうか。

○高野係長 はい。

○稲生専門委員 この(2)の業務フローに下りてくるわけでございますが、要は一発で応募される方がどの部分を任されるんだというのが、わかった方がいいかなと思っております、そうすると、この業務フローの図が左から右に行ったり、右から左に行っているところがあって、例えば先ほどの説明では左の方の、試験施行の公告が本省とおっしゃってましたので、細かいんですが、それに御本省とか図の中に書き込んでいただいて。

そうすると、今度は地方のところで、この流れというのは、国家試験係さんの仕事の流れが書いてあるのか、地方厚生局の総務課さんのところの流れが書いてあるのかということについては、どう読めばいいのでしょうか。

○高野係長 国家試験の事務につきましては、地方厚生局の総務課に国家試験係というのがございますけれども、実際に人員が1人とか、もしくは実質0.5人ですとか、そういった形になっておりますので、建前としては国家試験係がやっている業務を出すんですが、実態としましては総務課全

員がシーズンになると総出でやっているというイメージになります。

○稲生専門委員 そうすると、今度はコストのところの計算とかについては、どういふとらえ方をされているんですか。つまり、総出でやっているのをならして、カウントされているという理解でいいんでしょうか。つまり、そこを明確に切り分けて、コストの話と体制の話と業務フローの話が、全部三位一体でないと、多分民間さんが組むときに、どの部分のコストなのかということ、彼らがすごく気にする部分なんです、そこは整合的でしょうか。

○高野係長 情報開示の中で、今、おっしゃられたような事項といいますと、総括表が 32 ページのところにございますけれども、人件費で常勤職員とありますのは、基本的に国家試験系の業務に、主に専任として担当している職員。局によって人数は違うんですけども、その職員の従事している機関の人件費ということで、主に 9 月 1 日付で最初の試験公告がございまして、翌年の 5 月ぐらいまで試験の事務に関わりますので、約 9 か月間の職員にかかる人件費は幾らかということで、とりまとめております。

ただし、補佐ですとか課長さんですとか、そういった併任で肩書きだけ持っているけれども、実質余り関与していない人間につきましては、ここではコストから外しております。

○稲生専門委員 わかりました。

そうすると、33 ページの注記事項の 3. ですか。このところで 9 か月分の人件費とかも入っているわけですけども、今、おっしゃったようなことが、ここに書かれているという理解でいいわけですね。

○高野係長 おっしゃるとおりです。

○稲生専門委員 わかりました。

図について、もうちょっと一工夫要るのかなと。どの部分なのかを太く囲んでいただくとか、非常に細かいんですけども、そこをできれば、よくわかるように、表示の仕方だけの話になりますので、ちょっと御工夫があると、せつかくの図でございますので、より生きてくるのではないかと考えています。

この図と本文の 4 ページ以降にある、委託なりたい業務ですね。ここら辺が要するに、図を見てもわかるし、本文を読んでも、こんな対応をしているんだなというのがわかって、かつ、コストの部分ですぐ計算できると。そこだけ対応されていけばいいんですが、できればそこら辺をもう一度御確認いただければと思います。これはお願いでございますけれども。

私は以上です。

○樫谷主査 渡邊先生はいかがですか。

○渡邊副主査 大変テクニカルな点で恐縮なのですが、12 ページのところの契約金の減額とか、相当額を支払わないと規定している部分と、24 ページの契約の解除と、25 ページの損害賠償のところを、1 回事務局と整理していただいた方がいいと思います。公認会計士の試験のときも書きぶりが、お互い整合性がとれているかというところを一回検討していただいでいて、まず、減額したり払わないというのは、きちんとした業務を行わなかったもので、最後は不履行で減額という理解だと思うんですけども、それは減額したからといって、損害賠償の請求を妨げるものではないという

のを明確にした方がよいと思います。ほかの案件ではそのようにしていると思います。実施要項では解除できるかどうか、解除原因になるかどうか、先ほどの 24 ページのところで書いてあるようです。

多分、解除できるかどうかということもありますが、結局解除してもしなくても、損害賠償をどうするかというのは必ず残る問題なので、そこの整理をしていただくことと、今回 10%の違約金の規定があって、違約金額を超過する損害額について損害賠償の請求を妨げないと書いてあるので、そうすると、私も今、頭の中でうまく整理というか場合分けができていないのですが、そうすると、減額をして、違約金の支払が必要で、損害賠償はまたどうなるのだろうかというのが、文章だけ読んでみると、一読して頭に入ってこないわけです。頭の中でマトリックスを考えつつ、整理が瞬時にはできないみたいな感じなものですから、どういう関係を考えておられるか整理された方がよいと思います。

つまり、この第三者が、減額、あるいは支払わないことと、違約金と損害賠償額を、どの順でどうやっていくのかということが、きっと念頭におありになって規定されていると思うので、それを整理していただいて、そのとおりの書きぶりになっているのかどうか、そこを整理していただくと、今までの公認会計士とか、ほかの試験でやった議論と同じようになるのではないかと思います。

○事務局 整理させていただきたいと思います。

○樫谷主査 よろしいですか。

では、私の方から。12 ページの、先ほどの部分払いの話ですが、具体的に入札は 1 つの金額で決まりますね。部分払いといったときに、ある程度特定されるものなんですか。ここまでは幾ら、ここまでは幾らみたいな形で、あらかじめ決めておくものなんですか。決められるようなものなんですかね。

○高野係長 ほかの一般的な官庁の調達の関係でいきますと、大体入札としては先生がおっしゃるとおり、1 つの金額ということで札を入れていただきますけれども、落札者に対して、落札額の内訳というものの作成をお願いしている例が多々ございます。

ただ、落札の後につくるわけですので、それが実際、実質的に正しいものかどうかという話はまた別の問題としてあるんですけれども、基本的にコストをどの項目にどれだけかけるかという話は、原価ベースの話としては本来、民間事業者さんの企業秘密といいますか、経営のノウハウの話でございますので、そこはもう基本的に申告ベースで、落札額の内訳として、何々の事業に係る部分は幾らであると。そういった内訳はもう申告でお願いするしかないのかなと考えております。

○樫谷主査 なるほど。そういうふうに、一応明細は、落札をした事業者が申請をして、それを厚労省がチェックをして決めるということですか。

○高野係長 そのとおりです。

○樫谷主査 それから、13 ページのところで、これは議論されたいんですけれども、10%を超える受験者数の増減があった場合の処理ということなんです。こうだと思いますけれども、会場ごとに当然増減が、例えばトータルは 3%しかないけれども、あり得ないかもわかりませんが、1 つの会場で相当大幅に、小さな会場で大幅に増えるということも、理屈としてはあり得るん

ですけれども、そういうことは余りないということが前提でよろしいんですかね。十分クッションはあるんだという理解でよろしいでしょうか。

○高野係長 実行ベースの話といたしましては現在、勿論これから後も精査は続けますけれども、受験見込者数というのは、大体今回の試験種になりますと、養成所ですとか学校ですとか、特定のところを通ってきますので、大体その辺りが、学生さんの動向とかいったものを見ると、大体正確なところが読めると。

あと、実際の理論的なところからいきますと、6職種全国分を一括してお願いしているというところがありますので、ほかの仕様書の整理の話ではございますけれども、その辺りのリスクについては業者さん側にお願いをするという、あくまでもよしあしは別として、そういう整理で作成をしております。

○樫谷主査 受験学校ではないけれども、学校ですね。学校の情報というのは、この事業者の方にはすぐ入るようになるんですか。それとも、厚労省が何か手配をして、どこにどう聞けばどうなるということは、事前にお話ししていただけるわけですね。

○高野係長 人数につきましては、行政の試験実務の運営上は必要な数字でございますので、現状でやっている範囲でとらえた数字につきましては、随時業者さんの方に情報提供をさせていただければと思います。

○樫谷主査 それはできれば説明会等で、今までの実績について、やり方について、見積りの仕方については、連絡をするとか対処をするとか、連携するとかということをおっしゃっていただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいですかね。事務局から何かございますか。

○事務局 それでは、情報開示等で精査中のところがございましたので、あと、先生からの御指摘があった点を、パブコメに前に合わせるように調整をしていきたいと考えております。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今のパブコメの前に若干の修正をいただくわけですが、今回の審議で議する方向で調整を進めたいと思います。

厚労省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。本日はどうもありがとうございました。